

(規 1～3)

総 則

営 業 規 則

第 1 編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則の目的は、会津鉄道株式会社（以下「社」という。）の旅客の運送及びこれに付帯する入場券の発売等の事業（以下これらを「旅客の運送等」という）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 社が経営する鉄道による旅客の運送等については、別に社が広告する場合を除いて、この規則を適用します。

(用語の意義)

第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次の通りです。

- (1) 「社線」とは、社の経営する鉄道をいいます。
- (2) 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、及び九州旅客鉄道株式会社をいいます。
- (3) 「旅客鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社の経営する鉄道・航路及び自動車線をいいます。
- (4) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいいます。
- (5) 「乗務員」とは、列車に乗務する運転士、車掌をいいます。
- (6) 「キロ」または「キロ程」とは、営業キロ程をいいます。
- (7) 「特急列車等」とは、特急列車および急行列車をいいます。
- (8) 「特急券」とは、特別急行券および座席指定券をいいます。
- (9) 「乗車券類」とは、乗車券および乗車整理券等をいいます。
- (10) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて、入場することをいいます。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいいます。

(規 4～7)

総 則

営 業 規 則

(運賃・料金前払いの原則)

第 4 条 旅客の運送等の契約の申し込みを行おうとする場合、旅客は現金をもって所定の運賃・料金を提供するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、社が特に認めた場合は、旅客運賃・料金の支払いを後払い扱いとし、または社で認めた小切手等の証券、もしくは口座振込等の方法によって支払うことができます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第 5 条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立します。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後の取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によります。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第 6 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることがあります。

- (1) 乗車券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止。
- (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限。
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込列車等の制限。

2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

(運行不能の場合の取り扱い)

第 7 条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはこれを通過しなければならない旅客の取扱いはいたしません。

ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することがあります。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払い戻しの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、社において自動車等の運輸機関の利用またはその他の方法によって連絡の措置をした場合は、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをいたします。

(規 8～12)

総 則

営 業 規 則

(営業キロ程のは数計算)

第 8 条 営業キロ程を用いて運賃を計算する場合の 1 キロメートル未満のは数は、1 キロメートルに切り上げます。

(期間の計算方)

第 9 条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1 日として計算します。

(乗車券類等に対する証明)

第 10 条 社において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押捺します。

(諸料金切符の発行)

第 11 条 旅客の運送について運賃・料金を収受する場合であって、旅客に交付する諸票を別に定めていない場合は、諸料金切符を発行します。

(旅客等の提出する書類)

第 12 条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が会社に提出する書類は、墨・インクまたはボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押捺するものとします。

2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押捺するものとします。

3 第 1 項の規定にかかわらず、定期乗車券購入申込書については、鉛筆で記載することができます。この場合、前項の規定は適用いたしません。